



鎌 監 第173号
令和6年10月8日

請求人 ■ ■ ■ ■ 様

鎌ヶ谷市監査委員 徳田 朗

鎌ヶ谷市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和6年8月15日付けで提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく鎌ヶ谷市職員措置請求について、同条第5項の規定により、監査結果を通知する。
記

第1 請求の受理

本件措置請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、令和6年8月15日付けでこれを受理した。

第2 請求の内容

1 措置請求書

鎌ヶ谷市職員措置請求書

鎌ヶ谷市議会事務局が未来会議に交付した政務活動費に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

議会事務局が未来会議に交付した令和5年度の政務活動費（別紙①）の中で、鎌ヶ谷市政務活動費取り扱い要綱（別紙②）の6-（2）-カにある、本来交付できない「議員個人に支出する経費」である個人ビラに対して40万2千円を広報費として交付している。

鎌ヶ谷市政務活動費取り扱い要綱の6-（1）-ウの広報費として認めているのは、会派としての機関紙（別紙③）であり、個人ビラの作成は認められていない。それにもかかわらず、議会事務局が40万2千円を広報費として交付しているのは認められない。

領収書に添付されているビラの見本（別紙④）には会派名の記載がなく、発行者は個人名、後援会名になっていることから、会派としての機関紙作成ではなく、鎌ヶ谷市政務活動費取り扱い要綱の6-（2）-カにある「議員個人に支出する経費」に該当する。

市長に

このことからこの交付は本来交付されるものではないので、議会事務局が広報費として
 未来会議に交付した40万2千円の返還を請求する。また今後こうした不当な政務活動費の
 交付が起きないように、議会事務局関係者へ注意を促して頂きたい。

2 請求者

住所

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2024年8月15日

鎌ヶ谷市監査委員宛

2 事実証明書

付番	資料	補足
1	令和5年度 政務活動費収支報告書	会派 未来会議
2	支出明細書	会派 未来会議
3	広報費 請求書	請求日 2023年8月1日 未来会議様 35,610円
4	広報費 納品書	納品日 2023年8月5日 未来会議様 35,610円
5	とくの涼 はじめよう新しい鎌ヶ谷	速報 どうなる？これからの新鎌ヶ谷 ※1面のみ
6	広報費 請求書	請求日 2023年10月18日 未来会議様 26,150円
7	広報費 納品書	納品日 2023年10月23日 未来会議様 26,150円
8	とくの涼 はじめよう新しい鎌ヶ谷	計画道路の完成は200年後？！ 渋滞解消への道筋は？ ※1面のみ
9	広報費 領収証	未来会議様 113,410円 ポスティング代

1 0	鎌ヶ谷市議会議員・市政報告 No. 04 伊藤ひとし	2023年8月1日発行 伊藤ひとし市政報告 6月定例議会特集号 No. 04 ※1面のみ
1 1	広報費 領収証	未来会議様 66,088円 ポスティング代
1 2	鎌ヶ谷市議会議員・市政報告 伊藤ひとし	2023年11月1日発行 伊藤ひとし市政報告 9月定例議会特集号 No. 05 ※1面のみ
1 3	広報費 請求書	請求日 2024年1月12日 未来会議様 35,650円
1 4	広報費 納品書	納品日 2024年1月17日 未来会議様 35,650円
1 5	とくの涼 はじめよう新しい鎌ヶ谷	とくの涼 NEWS_2024年1月 残念ビフォーアフター ※1面のみ
1 6	広報費 領収証	未来会議様 125,092円 ポスティング代
1 7	鎌ヶ谷市議会議員・市政報告 伊藤ひとし	2024年1月22日発行 伊藤ひとし市政報告 12月定例議会特集号 No. 06 ※1面のみ
1 8	その他の経費 領収書	未来会議様 163,856円
1 9	政務活動費備品台帳	会派名 未来会議
2 0	鎌ヶ谷市政務活動費取り扱い要領	
2 1	支出明細書	取り扱い要領4関係 (別紙1)
2 2	調査研究等届	取り扱い要領7関係 (別紙2)
2 3	調査研究等報告書	取り扱い要領7関係 (別紙3)
2 4	政務活動費図書台帳	取り扱い要領8関係 (別紙4)
2 5	政務活動費備品台帳	取り扱い要領9関係 (別紙5)
2 6	政友会ニュース	令和6年4月15日 (月曜日) 第47号 ※原本 (両面2ページ)
2 7	鎌ヶ谷市議会議員・市政報告 No. 04 伊藤ひとし	2023年8月1日発行 伊藤ひとし市政報告 6月定例議会特集号 No. 04 ※原本 (両面2ページ)
2 8	とくの涼 はじめよう新しい鎌ヶ谷	とくの涼 NEWS_2024年1月 残念ビフォーアフター ※コピー版 (両面2ページ)

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

鎌ケ谷市議会議員から選任された土屋裕彦委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、法第242条第7項の規定に基づき、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から不要であるとの申出があった。

3 鎌ケ谷市議会の意見

鎌ケ谷市議会議長から令和6年9月10日付けで住民監査請求に対する意見書が提出され、請求の要旨に対する主張については以下のとおりであった。

鎌ケ谷市の政務活動費の交付や精算に関しては、「鎌ケ谷市政務活動の交付に関する条例」及び「鎌ケ谷市政務活動の交付に関する条例施行規則」に基づき、また、政務活動費の取扱いに関しては、「鎌ケ谷市政務活動費取り扱い要領」及び「政務活動費に係る申し合わせ」等に基づき行っている。

今回の住民監査請求の内容は、未来会議に交付した政務活動費の内、広報費40万2千円に対する返還及び議会事務局職員への再発防止を求めるものである。

この件に関し、議会事務局（以下、「事務局」という。）では、未来会議の令和5年度の収支報告の審査において、経理責任者である徳野涼議員に対し、今回の機関広報紙（以下、「広報紙」という。）が個人の広報紙と市民に理解される可能性を伝えたが、特に、取下げや返還の意思は無かった。

現在、指摘を受けている「会派機関紙」は、何をもって「会派機関紙」なのかという明確な「申し合わせ」等がなく、さらに、「申し合わせ」等は議会（議員）が決めていることから、事務局では、本件を「会派が政務活動費の対象（会派の活動）と認めたもの」と解釈せざるを得ないことや、過去にも同様の事例を対象として認めてきたことから、対象外との判断は出来ないところであった。

なお、本件は、住民監査請求の前から、市民からの指摘を受けており、政務活動における会派機関紙等の取扱いに関し、改善に向けた協議をはじめたところである。

4 関係職員の事情聴取

所管の議会事務局に対し資料の提出を求め、令和6年9月27日に関係職員から事情聴取を行った。

第4 監査の対象

請求の要旨及び陳述の内容等から判断して、令和5年度に未来会議（以下「本件会派」という。）に交付された政務活動費のうち、会派の広報費として支出されたものは、違法不当な公金の支出に該当しているか、その結果、市長は本件会派に対し損害相当額を返還請求すべきかを監査対象とした。

なお、請求人が求める措置のうち、今後こうした不当な政務活動費の交付が起きないように、議会事務局関係者へ注意を促すことについては、財務会計上の行為に当たらないことから、措置請求の対象外とした。

第5 監査の結果

1 事実関係

関係職員からの事情聴取及び提出資料により、以下のとおり事実を確認した。

(1) 政務活動費の概要

ア 根拠法令等について

地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大する中、地方議会の審議能力強化のため地方議員の調査活動基盤の充実を図るという観点から、平成12年5月に法が改正され、地方自治体は条例により議会における会派又は議員に対し、政務調査費が交付できるようになった。その後、平成24年9月の法改正により、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めること（法第100条第14項関係）、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めること（法第100条第16項関係）が定められた。

本市では、鎌ヶ谷市政務活動費の交付に関する条例（平成13年鎌ヶ谷市条例第6号。以下「条例」という。）、鎌ヶ谷市政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年鎌ヶ谷市規則第4号。以下「施行規則」という。）を制定し、さらに使途基準の明確化を図るために、鎌ヶ谷市政務活動費取り扱い要領（平成13年3月1日代表者会議議決。以下「取扱要領」という。）を定めた。

イ 本市における政務活動費の取扱いについて

(ア) 政務活動費の交付の対象（条例第2条）

鎌ヶ谷市議会における届出のあった会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付する。

(イ) 政務活動費の額（条例第3条第1項）

各月の初日における当該会派の所属議員の数に月額20,000円を乗じて得た額とする。

(ウ) 政務活動費の交付の方法（条例第3条第2項）

年度の最初の月に当該年度に属する総額を交付する。

(エ) 収支報告書の提出（条例第7条第1項、施行規則第5条）

経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

議長は、提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。
(取扱要領4(1)、(2)、(3))

- a 政務活動費収支報告書の提出に当たっては、収支の内訳を明確にするため、支出明細書を作成するとともに、領収書(原本)を貼付し、報告書に添付して提出する。
- b 前号に規定する政務活動費収支報告書及び添付された領収書について、鎌ヶ谷市情報公開条例第8条に規定する不開示情報を除き、施行規則第6条に定める提出期限の日から起算して5年を経過する日まで、鎌ヶ谷市議会ホームページに掲載し、公表するものとする。
- c 領収書については、電車・バス等を利用した場合で領収書を徴することが、一般的でないときは不要とする。ただし、支出明細書に利用路線、区間等を明記する。

(オ) 政務活動費の返還(条例第8条)

交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額を市長に返還しなければならない。

(カ) 透明性の確保(条例第9条)

議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

ウ 政務活動費の使途基準について

(ア) 政務活動費を充てることのできる範囲(条例第5条第1項、第2項別表)

会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

(別表)

項目	内容
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費

(注) 本件監査請求に係る項目のみ抜粋

取扱要領6(1)に記載されている広報費の支出例としては、会派機関紙作成費、会派ホームページの作成費及び管理費等となっている。
また、政務活動費に係る申し合わせ(議長決裁 議会運営委員会申

し合わせ)で、会派広報誌の中には政党機関誌・有料広告・後援会だより等の誤解を受けるような記載はしないこととされている。

(イ) 政務活動費で支出できない経費 (取扱要領 6 (2))

- a 慶弔等の交際費的経費
慶弔、餞別、寸志、病気見舞、慶弔電報、広告料、パーティー券購入、年賀状、名刺代
- b 党費、その他政党活動に関する経費
党費、党大会賛助金及び参加費、党大会参加のための旅費
- c 会議に伴う食事以外の食糧費
宴会費、懇親会費
- d 選挙活動に伴う経費
選挙にかかわる一切の経費
- e 秘書、事務員等常時雇用される職員の人件費
調査研究のために必要とする短期間のアルバイト賃金以外の人件費
- f 名目のいかににかかわらず、議員個人に支給する経費
市政調査研究を目的としない議員個人のために支出する経費

(2) 本件に係る政務活動費について

ア 政務活動費の収支状況等

令和 5 年度における本件会派の政務活動費の収支状況は、令和 6 年 4 月 26 日付けで議長から市長に送付された収支報告書の写しによると以下のとおりであった。

収入合計額 (A) 政務活動費	支出合計額 (B)	差額 (A - B)
440,000 円	565,856 円	▲125,856 円

支出の内訳については以下のとおりであった。

科目	金額	備考
広報費	402,000 円	印刷費、配布費
その他の経費	163,856 円	PC購入費
合計	565,856 円	

支出明細書については以下のとおりであった。

科目	金額	月日	内容	領収書
広報費	35,610 円	8月5日	印刷費	有
	26,150 円	10月23日	印刷費	有
	113,410 円	10月31日	配布費	有
	66,088 円	1月5日	配布費	有

	35,650 円	1 月 1 7 日	印刷費	有
	125,092 円	3 月 2 9 日	配布費	有
小 計	402,000 円			
その他の経費	163,856 円	1 月 2 2 日	P C 購入費	有
小 計	163,856 円			
合 計	565,856 円			

イ 政務活動費に係る議会事務局の事務処理について

本件における議会事務局の事務処理内容について聴取したところ、おおむね次のとおりであった。

条例第 7 条及び施行規則第 5 条により、政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、年度の末日の翌日から起算して 30 日以内に収支報告書等を議長に提出することとなっている。

議会事務局では年度終了後に、複数の職員で検査を行っている。主な留意事項として、①取扱要領に則した支出が行われているか、②支出科目や金額等の記載誤りがないか、③領収書等の添付義務書類が正しく添付されているか、④領収書のただし書きで支払内容が把握できるか、⑤収支報告等に記載誤りがないかなどを検査し、各会派に対し、支出が認められないものや修正が必要な箇所等を伝え、各会派が修正等を行った後も再度チェックを行っている。

また、取扱要領で機関紙の内容については、「会派名」の記載義務や禁止項目についての詳細な記載がなく、各会派の判断に委ねている。

2 判断

請求人は、政務活動費を充てることが適当でない内容が記載されている会派機関紙の広報費として、政務活動費が支出されたことは、違法不当な公金の支出に当たるため、本件会派に対し当該支出相当額の返還を請求するなど必要な措置をとるよう市長等に勧告することを求めるよう主張している。

政務活動費については、平成 22 年 3 月 23 日の最高裁判所の判決（平成 21 年（行ヒ）第 214 号）において、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである」とし、政務調査費に係る支出が、調査研究活動のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれる場合には、特段の事情のない限り、これを使途基準に合致しない違法なものと判断されることになるとしている。

そして、平成 21 年 12 月 17 日最高裁判所の判決（平成 20 年（行ヒ）第 386 号）においては、政務調査費の使途制限適合性は、政務調査費の具体的な目的や内容に立ち入っての審査の予定はしていない旨を判示している。

また、平成25年1月25日の最高裁判所の判決（平成22年（行ヒ）第42号）においては、「議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべき」と判示している。

これらのことから、議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすには自主性、自立性が尊重されなければならないことを勘案すれば、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられるものであるが、一方で、政務活動費が用途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費が政務活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費に充てられた場合は、これらに相当する額について返還を求める措置を講じる必要がある。

広報費に関する判決としては、平成25年1月31日の名古屋高等裁判所の判決（平成23年（行コ）第35号）において、「議員の広報活動は、選挙民を主たる対象として、その時々、政治的、行政的課題についての自己の見解や活動内容を明らかにし、逆に選挙民等から示された反応や意見をその後の活動に反映させることにより、自分に対する支持や理解を取り付けることが主たる内容となるものである。そのため、議員の広報活動は、政治活動、後援活動としての性格を併有する場合もあり、支持者の拡大を図るという機能を有する面もあることは否定し難い。しかしながら、現代における政治的、行政的課題の相当部分は、最終的には主権者である有権者が示した意向に沿って取り組まれるべきものである上、その前提として有権者に対して様々な情報が提供され、適切な判断が形成される必要があることもいうまでもないから、議員の行う広報活動も、このような相互作用が全く期待できないようなものでない限り、議員の有する広範な職責を果たすために有益な政務活動に当たり、そのための費用は、政務活動費の本来の趣旨・目的に沿った支出でないとはいえない」とされている。

したがって、本件の監査に当たっては、これらの考え方にに基づき、本件支出に係る会派機関紙の内容と政務活動との合理的な関連性を確認したうえで、用途基準に反する違法又は不当なものであるか否かを判断した。

（1）本件支出に係る用途基準について

政務活動費を充てることのできる範囲については、条例第5条の中で、「会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。」とされており、その中で広報費については「会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費」となっている。取扱要領によると、広報費の支出例として、会派機関紙作成費、会派ホームページの作成費及び管理費等となっている。また、他市においては政務活動費と区分することが困

難な経費については、按分率や上限額を設けているが、本市にはそのような按分の定めはなく、政務活動費として支出できないものとして、取扱要領には広報費に限った規定はないが、「名目のいかんにかかわらず、議員個人に支給する経費として、市政調査研究を目的としない議員個人のために支出する経費」とされており、政務活動費に係る申し合わせでは、「会派広報誌の中には政党機関誌・有料広告・後援会だより等の誤解を受けるような記載はしないこと」とされている。

これは、本市においては政務活動費としてふさわしくない記事が一部でも掲載されている場合、按分が定められてない以上、会派議員の良識により広報費として政務活動費の充当を認めないとするものと解され、この基準は、按分により一部政務活動費の充当を認めている他市等よりも、本来であれば厳格に取り扱うべきであると考えられる。

(2) 検証

ア 請求人の主張の概要

取扱要領で広報費として認めているのは、会派としての機関紙であり、個人ビラの作成は認められていない。領収書に添付されているビラの見本には会派名の記載がなく、発行者は個人名、後援会名になっていることから、会派としての機関紙作成ではなく、鎌ヶ谷市政務活動費取り扱い要領の「議員個人に支出する経費」に該当するから、本来交付されるものではない。

イ 請求の要旨に対する主張の概要（議会）

議会事務局では、本件会派に今回の機関紙が個人の広報紙と市民に理解される可能性を伝えたが、特に取下げや返還の意思はなかった。議会の申し合わせ事項において、何をもって「会派機関紙」として扱うのか明確なものがなく、本件を「会派が政務活動費の対象（会派の活動）と認めたもの」と解釈せざるを得ず、また、同様事案で認めた前例もあったことから、対象外との判断はできなかった。

ウ 個々の検証

広報費の支出として機関紙の印刷費（徳野涼議員分のみ）が令和5年8月1日に35,610円、令和5年10月18日に26,150円、令和6年1月12日に35,650円を支出しており、領収書の添付が確認できた。また、機関紙の配布費（徳野涼議員と伊藤仁議員分）が令和5年10月31日に113,410円、令和6年1月5日に66,088円、令和6年3月29日に125,092円の支出をしており、領収書の添付が確認できた。

本件会派は二人会派であり、それぞれで機関紙を発行しており、徳野涼議員の機関紙の名称は「とくの涼 はじめよう新しい鎌ヶ谷」（以下、T広報紙という。）で、問い合わせ先は、「とくの涼後援会事務所」とされており、伊藤仁議員の機関紙の名称は「鎌ヶ谷市議会議員・市政報告 伊藤ひとし」（以下、I広報紙という。）で、発行者は、「市議会議員 伊藤ひとし」とさ

れ、両紙とも3回の発行で会派名の記載は認められなかった。

個々の機関紙の内容であるが、T広報紙においては、会派名の記載がないことや問い合わせ先が後援会事務所になっていることについては、会派に交付される政務活動費の対象として誤解を招くことは間違いない。ただ、内容的には市政に関することが掲載されており、条例等が定める要件を満たしているものと考えられ、政務活動費の支出として条例の規定に反しているとはまでは言えない。

ただし、今後において会派名を記載しない等の機関紙のあり方を認めるわけではない。無論、単に会派名の記載があれば、政務活動費の対象として無条件に認められるわけではない。

I広報紙においても会派名の記載がなく、発行者は鎌ヶ谷市議会議員 伊藤ひとしと記載されていた。内容としては、主に市政に関係する内容は掲載されていたが、プロフィールに本国会派の活動ではない時期の内容が認められ、令和6年1月22日発行分については「成人式にて 塾の教え子たちと幸せな時」として写真を掲載しており、この点については会派の機関紙としてふさわしいかは疑義がある。ただ、全体として、「市政に関する調査研究」や「市議会における審議の経過、結果」などの報告を中心としているものと判断できる内容であり、また、印刷費は政務活動費からは支出せず、配布費のみの支出である点、さらに本市においては紙面の内容による按分が定められておらず、各会派の判断に委ねられていることから、条例等の規定に対し、明らかに違法又は不当な支出であるとまでは言えない。

3 結論

以上のとおり判断し、本件措置請求について請求を棄却する。

第6 監査委員の意見

本件措置請求に対する結果は、上述のとおりであるが、今後、留意すべきと考えた点について意見を述べる。

鎌ヶ谷市議会においては、政務活動費の使途基準に合致する支出とそれ以外の支出が併存する場合にあっては、それらを区分する基準及び方法が定められておらず、会派の良識による判断に重きが置かれているよううかがえる。

しかし、本件措置請求のように政務活動費において、市民に疑義を抱かせたことに鑑み、今後は、判例や他市の状況等を参考に、実情にあった按分の考え方を導入し、関係規程の精査を行うなど、制度の更なる改善を図るとともに、市民への説明責任を果たせるよう、より厳しい認識をもって適正な執行に努められることを望むものである。